

教育福祉常任委員会会議記録

1. 期 日 令和元年6月10日(月) 開会 14時15分
閉会 15時43分

2. 場 所 第1委員会室

3. 付議事件

- ①子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情
(令和元年陳情第7号)
- ②二宮町老人ホーム入所判定委員会条例の制定について
(町長提出議案第48号)
- ③二宮町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
(町長提出議案第49号)
- ④二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
(町長提出議案第53号)
- ⑤閉会中の継続調査について

4. 出席者 渡辺委員長、露木副委員長、松崎委員、小笠原委員、前田委員、一石委員、野地議長

- 執行者側
- ①教育長・教育部長・教育総務課長・教育総務班長・指導班長
 - ②町長・副町長・健康福祉部長・高齢介護課長・地域包括ケアシステム班長
 - ③町長・副町長・健康福祉部長・子育て・健康課長・健康づくり班長
 - ④町長・副町長・健康福祉部長・福祉保険課長・福祉・障がい者支援班長

傍聴議員 7名

一般傍聴者 4名

5. 経過

①子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情(令和元年陳情第7号)

委員長 本陳情について、議会基本条例第15条の規定により、陳情者の意見を聞くこととしたいと思うがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本日は中地区教職員組合の安藤様と大津様にご出席をいただいている。それでは10分程度にまとめて趣旨説明をお願いします。

＜趣旨説明＞（中地区教職員組合 大津氏）

大津氏

陳情書に書かせていただいた、教職員定数改善の推進、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充の3点について、二宮町議会より、国の関係機関に対して意見書を提出していただきたい。1点目の教職員定数改善だが、少子化が進行していて、子どもの数は徐々に減少している。その一方で、学校に求められるニーズは、ますます多様化している。それに伴って、学校での教職員一人ひとりの仕事量も確実に増大している。その中で、きめ細やかな教育を行うためには、教職員は長い時間をかけざるを得ない状況が続いている。

資料8頁だが、これは2017年度に神奈川県で行った実態調査である。いわゆる過労死ラインを越している割合が、小学校で35.7%、中学校で72.7%となっている。特に中学校では、部活動の負担も問題視されている状況である。小学校では、特に新学習指導要領の実施に向け、外国語科と新たな教育内容の対応に追われている。このグラフで注目していただきたいのは、下の※のところである。持ち帰り業務は含まないとある。実態として自宅に持ち帰り、仕事をしているものは含まないということになる。それを含むと、これ以上の数字が出てくるのではないかと考えている。

資料12頁だが、こうした状況に対して文科省は、今年度の予算において、働き方改革、教育課題への対応として加配を行った。そこに人数が記載されている。しかし、全国にある小学校2万校、中学校は約1万校に対し、十分な数字とは言えない。そもそも教職員の定数の標準を定める法律が、長らく改善していない。そのため、子どもの数に対する教職員の数は、実質増えていないと言えらる。

資料3頁、4頁。こちらのグラフにあるように、諸外国と比べると、日本は1学級当たりの児童・生徒数が多いという調査結果が出ている。国は、今年1月に中教審から働き方改革について答申が出され、文科省からは2020年度よりのガイドラインが示されたが、こうして人員が不足している中では、実効あるものとならないと考えている。目の前の子どもたち一人ひとりに合った豊かな教育の実現のためにも、定数改善は不可欠であると考えている。

次に2点目の教育予算の増額と、国庫負担制度の堅持・拡充についてだが、資料2頁、こちらで分かる通り、OECD諸国に比べ、国の教育費支出はとても低い状態が続いている。就学前、高等教育ほどではないが、初等・中等教育でも平均を大きく下回っている状況である。こうして、国の予算が十分ではないため、家庭の財政状況によって、教育環境に差が生まれ、いわゆる教育格差が起こっている。こうした問題は、家庭だけではなく、神奈川県は二宮町のように各自治体で、足りない分を財源によって補い、教育ニーズに対応していただいている状況である。安定した教育活動を全国的に保障するために、義務教育費国庫負担制度があり、国庫負担率は2分の1から3分の1に下げられたままとなっている。そのため、各自治体の財政状況により、人的配置にも大きな差が生まれている状況で

ある。そもそも、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが重要で、そのためには国の施策として、教職員定数の改善に向けた財源を保障すること、また、保護者負担を軽減し、未来を担う子どもたちのより豊かな学び環境をつくっていくために、国による教育予算の増額は必要不可欠であると考える。

皆さまには、学校、家庭を取り巻く現在の厳しい状況をご理解いただき、国の予算編成において、陳情事項3点が実現するよう、国の関係機関への意見書の提出をお願いします。

＜陳情者に対する質疑＞

前田

確かにこの陳情書に記載されている通り、児童生徒に対する教育費は少なすぎると思う。ここ二宮町でも、教育費は最低であり、増やすべく働きかけている。そこでまず資料10頁に、平成31年度までの、スクールカウンセラーの、全公立小中学校の配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校配置並びに、課題を抱える学校への重点配置、質の向上及び常勤化に向けた調査研究とあるが、現段階では、どこまで調査研究が進んでいるのか。

次に陳情書を見ると、いじめ、不登校への対応等についてふれられていない。これに対応するためにも、教職員定数を増やすべきであると思うが、定数増に向けての理由として挙げられていない理由は何か。中地区教職員組合内の、各学校のいじめの件数、全国的に見て、隠れ不登校を含め、40万人と言われているように、不登校児童・生徒数が増えていると思う。そこで把握されているのであれば、中地区内の3市2町のいじめの件数、不登校児童生徒数を教えていただきたい。

いじめられているのではというのを、どのように判断しているのか。いじめや、不登校児童生徒をなくすための研修会等を実施されていると思うが、実施されているのなら、どのような内容にものを、年何回行っているのか。また、いじめに対して黙認してしまう教員を数いるということを知っている。実態はどうか。いじめられている子・いじめている子は、どのような状態、表情ひとつで、顔の色つや、頬の動き等で分かると思うが、どのようにして見えない部分を見えるようにしているのか。

大津氏

3, 4点目のいじめの話だが、3点目のいじめの判断としては、やはり子どもたちと対峙したときの子どもたちの様子、学校はチームで動いているので、各先生が各場面で気付いたことを学校内でシェアしていくということが大切だと考えている。しかし、なかなかその時間が取れていないという現実もある。一方で、見えない部分については、年に一度、いじめの調査を行っている。こちらは委員会が行っているものなので、詳しい結果等については回答できないが、そういったものから見えてくるものや、日々子どもたちを対峙していく中で気付いたもの、もちろん地域や家庭からの情報提供、こういったものを合わせて判断している。

次に不登校の問題だが、3市2町でいじめの件数というところでは、手元にデータが無いので回答はできない。しかし、資料11頁

を見ると、これは我々の上部団体である日本教職員組合がまとめた資料が載っているが、3年前になるが、2016年度には、不登校児が全国で17万5,000人を超す数になっている。こうした数は、中地区においても増えてきているということは、肌で感じている。不登校児童生徒への対応も、学校全体で取り組んでいくことではあるが、なかなかそのようなゆとりが無く、担任に多く任せられているのが実情である。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの調査研究の部分だが、現在どの程度まで進んでいるのかについては分かりかねるが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、学校にとってたいへん重要な存在で、子どもたちの心のケア、家庭の問題、こういったものに対応しきれない部分を、専門職の方に担っていただいている。学校現場に、このような方が常にいていただくような状況を望んでいるところである。

陳情書に、いじめの要素を文章に入れていないのは、意図的ではなく、様々な対応をしていくニーズの中に含めて記述した。

前田

いじめの見えない部分はアンケート等の調査で把握しているといったお話だったが、そうではなく、実際に現場で、アンケートなら誰にでも分かるわけで、私も教員してきて、生徒の活動を見ている中で、授業中、遊んでいる、部活をやっている中で、ああこの子いじめられているなど判断してきたわけである。それを担任に伝え、担任がそんなことないですよと言っていたのが不登校になり、すみませんでしたというのを何件か見ている。そうやって自分が相対して見た中で、見えない部分をどう把握するように研修しているのか。

大津氏

直近で、この数年を振り返ってみると、教育研究活動、いわゆる教研において、全体会の中で、そういった問題に詳しい新聞記者をお呼びして、全体でお話を聞いたことはある。あと、教育文化研究所で、学級づくり普及委員会を開き、2年間にわたり、現場のスクールカウンセラーの方をお呼びして、子どもたちの細かなサイン、子どもたちの心の背景にあるものを、現場の教職員の方々と議論しあいながら、学習する機会を設けた。日々の授業については、実践学習会を開いて、そちらについても定期的に行っている。

松崎

中地区教職員組合の組合員数、加入率を教えてください。あと、陳情の冒頭が、「子どもたちにゆたかな学び云々」とあるが、もちろん子どもたちたちのことを思っている陳情と理解しているが、例えば過労死ラインとか全面に出てくると、大人の目線で考えているのではないかと感じたが、資料を見ると、子どもたちのナマの声を示す資料が見当たらない。OECD中、日本の教育費に占める割合が何%とか、そういったことが全面に出てきて、そうした声が聞こえないという印象である。そういったものは、この資料の中にあるのか。

大津氏

組合員数は、毎年数に変動しているので一概に言えないが、2,000名弱である。加入率についても、再任用と色々な職があつて、一概

には出せないが、分かりやすく言うところ数年、新採用の方々は9割以上が加入されている状況である。

2点目の、子どものことを考えての陳情かということだが、もちろんそうである。毎日、子どもたちの前に立つ先生が健康でいなければ、子どもたちに豊かな学びを実現していくことはできないと確信している。毎年5,000名ほどの心の病で病休されている先生が高止まりしている状況である。担任の先生がある日突然お休みして、代わりの先生が来る。しかし今現在、代わりになる先生を見つけるのも大変な状況である。この資料には、大人目線という言葉があったが、その先には、子どもたちの姿、学びがあると思っている。そのために、働き方改革をしっかりと実現することで、子どもたち一人ひとりに合ったきめ細やかな教育をしていきたいと考えている。

松崎

それにしても、子どもが何を求めているのかというところを、耳を傾けないで、大人どうして話しても、報じられているような問題は解決しないと思う。真摯に子どもに対して耳を傾ける、声を聴く、それなくして方向性は、おかしな方向に行ってしまうと私は感じる。再度確認だが、この中には、子どもの声を真摯に耳を傾けて、その結果をまとめた資料が含まれていないということによろしいか。

大津氏

この中には入っていない。しかし、我々中地区教職員組合の執行役員は現場の教職員である。常に子どもたちと相対し、子どもたちの声を聴いている。私も担任をしていたが、その時に聞いたのは、隣が若い先生で、ある日子どもが何か相談したそうだったが、聞いてみたら、先生は忙しそうだから大丈夫、と言われたと。子どもたちも、先生の忙しさには気づいている。また、私も保護者の方、住んでいる近所の方に教員だというと、大変ね、忙しいよね、よくやってるよね、と言われる。最近、雑誌にもブラックだという書かれ方をするのだが、それでいいのかという疑問はある。ここに子どもたちの声は載せていないが、日々、子どもたち、保護者、地域の方の声は聴き、それは組合の運動に活かしているという現状である。

松崎

よく分かった。一生懸命、ご苦労されていることも分かった。やはり基本は、子どもたちの声に耳を傾ける。しっかり接してあげるということだと思う。そうすることで、問題解決に進むと思うが、今後、資料を作るときはOECD中、日本の教育費という話も大事かもしれないが、こういった資料に盛り込んでいただきたいが。

大津氏

そういった方向も考えていきたいと思う。私たちも子どもたちの声は何より重要だという認識で、日々活動しているので、今後の資料作りの際には留意する。

一石

多様化しているニーズにきめ細やかな対応とある。多様化というニーズに対して、多様なスキルを持った人の必要性が高くなっていると思うが、今のところをSCとかSSWとかいうことになるが、それ以外の可能性について研究されているか。二宮町もSSWが少な

い日数しか来ていない状況で、それについて、どういう研究なり、提言をされているのか。あと、チームで対応しているとおっしゃったが、どのようなチームがあるのか。あと、先生が心身を病むほどの大変な仕事であるとなれば、先生をバックアップする仕組みはどのようなになっているか。

大津氏

もちろんSC、SSWは、2点目の質問と関連するが、やはり常勤にしていきたいという強い思いがある。また、一方で、それ以外の、様々な方に学校現場に来ていただいて、多数の目で子どもたちを見ていきたいという思いがある。一方で、人員不足、なかなか人が見つからないという現状もある。教員に限っては、採用試験の倍率も年々下がり、大体1割ずつ受ける方が減っている状況である。そもそも教員になることを目指す若者が減っているという現状が深刻化している。こういうことにどういった提言をしていったらいいかということ、今現在研究しているところである。例えば、国は教科担任制をあげているが、私たちも、それも含め、複数担任制という形も模索していく必要があるのではないかと考えている。

また、チームとはどのようなものかということだが、これは明確なチームというものを指すのではなく、学校の教職員が、全員が子どもたちを育てるチームという意識を持って動いているという意味での表現である。学校の子どもたちを教員だけが育てているという認識ではない。事務職員もいて、栄養職員もいて、そのほか地域の方、保護者の方、こういった方がそれぞれ子どもたちを中心に様々な対話をしながら、子どもたちを取り巻く課題について考え、それを学校教育に活かしていきたいという思いを持っている。

バックアップの仕組みだが、今申し上げたが、地域や家庭、まずここが最重要だと思っている。そのためには日ごろから地域や家庭との連携を密にしていくことが欠かせない。しかし、その時間がなかなか取れない現状がある中で、教職員は何とかその場を持とうというところである。中地区教職員組合でも、そういった場を持つために、各地区で教育懇談会というものを開いていて、そういったところで保護者、地域の方と子どもたちの問題について話し合っているところである。

一石

教職になる訓練、私も教員免状はあるが、今の複雑な状況、大変な仕事も考えて、新しい教育の仕組みを大事だと思うが、この10年・20年、教職課程のカリキュラムに変化はあったのか。あと、チームの話だが、今、麴町中学校という、たいへんアグレッシブな動きをしている所が注目されているが、校長の裁量というか、チームをどのようにするか、校長の裁量は非常に大きいし、そんな権限があるのかとびっくりしているが、小中一貫教育が推進されて、小中で校長が一人になるということが推進されているが、校長の裁量で、この学校のチームのあり方とか、教育のあり方を考えていくと、校長が一人ということについて疑問を持たれることはあるか。

先生をバックアップする仕組みだが、もう少し専門的なものはないのか。

大津氏

養成機関のカリキュラムの変化ということだが、詳しく確認したわけではないが、10年に一度、学習指導要領の改訂があるが、その学習指導要領によって、テーマというか、今回だったら主体的で対話的な深い学びというものが、今回の新指導要領の柱になっている。その時代ごとに合った教育に対する学習というものを養成機関で行っている。しかし、その養成機関に入る若者も、非常に減ってきているという状況もあるので、今後その養成機関と連携を取りながら、教職員を目指す若者が増えるような方向性を考えなければいけないと思っている。

小中一貫校については、中地区教職員組合では、子どもたちのためになるのであれば、賛成というか、選択肢のひとつとしてあるのかなというところである。この場でよし悪しは言えないと思う。議論が待たれるところであるが、校長が一人になるという問題だけでなく、子どもたちの放課後の居場所、コミュニティとしての学校が中心となったコミュニティのあり方、こういったものの課題があり、地方交付税も学校ごとに、学校数で割り当てられていることもあるので、こういった課題もふまえて、さいしゅうてきには子どもたち、地域、保護者の求める、それから教職員の働き方についても、こういったものが寄与するような、そういった方向性を出していくような議論をする必要性を感じている。

バックアップする仕組み、制度は、精神的なものを抱えた方については、教育委員会にはバックアップしていただいているが、それ以外にも、私たちの公立共済組合の方で相談活動、講演会等も行われている。そういったものを利用されている方も県内で140名ほどいたと聞いている。

露木

先生の働き方改革が、自分たちの子どものためであると分かっているから、保護者は協力していると思う。例えば放課後に電話がなくなるといふこともあって、保護者の理解は、子どもたちのためということと理解していると思う。電話は一例だが、一律でこうしますよと決めたことで、先生が逆に、決めたのはいいが、それがうまくいく人もいれば、画一的に決められたことで、苦勞されているところがあったり、そういうことが先生の中ではないのかなと。大磯の働き方改革の事例を教えてほしい。

大津氏

保護者の方のご理解はありがたいと思う。保護者の理解なくして働き方改革は無いと思う。先生が苦勞していること、もしかしたら終業後に各校と連絡を取りたいということはあるかもしれない。しかし、本格実施する前に試行という形でやっているのだから、そういった中で、先生方も意識して働き方を変えていかなければならないという認識を持っている。最初は戸惑いがあるが、それが子どもたちに返っていくということをもふまえて、自分たちの働き方をもう一度見直す、ワークライフバランスを見直すことで、子どもたちの板かな学びにつながっていくのであれば、多少の苦勞は乗り越えられるのではないかと思う。他の市町の事例についてだが、平塚市において

は、二宮と同じように閉庁日を設けたが、冬休み、12月期に試行として行った。今年度は夏もやると聞いている。大磯町でも、一定時刻以降は、電話を止めている状況である。秦野市では、学校業務改善推進検討委員会というものだったと思うが、早くからICカードによる勤務時間の管理、昨年度試行で今年度本格実施がすでに始まっている。昨年、県の予算だが、スクールサポートスタッフという、先生が授業を行う時のプリントの印刷だとか、そういったものを手助けするものだが、神奈川県では予算化されなかった。しかし、秦野市ではこういったものに予算を付けるべきだということで、中学校ブロックごとになるが、一人ずつ予算化して、これから順次実施していく状況である。国は2020年にガイドライン上限規制を始めると言っているので、今年度各市町で、こういった議論が本格化していくものと思う。

露木

では、今やっていることはおおむね改善の方向に向かっていて、それをやったことによってやっぱり課題の方が大きかったねということは無いですということによろしいか。

大津

今言ったような施策は、あくまでも付け焼刃なところも無くはない。やっぱり本質的に業務量に対する職員数が足りていないという現状があるので、私たちの意識改革と共に、様々な市町の施策、これに加えて、根本にある教職員定数改善、やはりそこを一緒に進めていかなければ、本当に働き方改革を成し遂げたとは言えないのではないかと考えている。

委員長

陳情書の第2段落に、「保護者負担を軽減し、未来を担う」とあるが、保護者負担は現状、どのような内容になっているか。あと、国による教育予算は、人の方に行っていたと思うので、そのへんの増減の関わりについて。

大津氏

陳情書の中にある保護者負担だが、学校内のものと学校外のものがあると思う。学校内のものについては、公費負担と私費負担のものがあるが、私費負担つまり教材とか小学校だとテスト購入、遠足代、そのほか色々あるが、そういったものは私たちの工夫で努力をしているところである。一方で、学校外の部分で、例えば私立に行く学費を含め、塾だとか習い事とか、こういったものが家庭の収入と関連していて、家庭の収入がいい方がより良い教育を受けているような数値が一部見受けられる。こういったものについては、少なくともスタートラインは、どの子ども同じであるべきだという考え方で、私たちは捉えており、そのために取り組んでいきたいと思っている。あと、人的以外の部分について、昨年度、残念ながら子どもの命が奪われたことによって、国の予算が付いたものもあった。ひとつには塀が倒れてというものである。あれについては補正予算が若干ついたと思うし、エアコンも補正予算で付いたと思うが、そもそも子どもたちが犠牲になる前に、子どもたちの安心・安全について、もう少し予算を割いていくことができなかつたのかということ

は、私も教育に携わる者として、痛恨の極みである。今後、起きてからではなく、起きる前に何ができるかということを広く議論する中で、国の教育に関する予算を増やしていくことを求めていると思っている。

< 執行者側への参考質疑 >

野地 二宮町においても、資料 11 頁にある「子どもたちをとりまく厳しい現状」は、ほぼ一緒かと思っているが、その理解でよろしいか。

教育総務課長 たいへん雑駁な答えだが、おおむね同じだと思っている。

野地 ほぼ一緒ということだが、ここにある厳しい状況というのは、どちらかという、福祉に関することが非常に多く、陳情にあるように、教育費の増額と職員の増員が図れば、この福祉的部門が大きく含まれるであろう、子どもたちをとりまく厳しい状況は、二宮町において、改善ができるものかできないものなのか。どのように考えるか。この陳情が採択されれば。

教育部長 そういう状況になれば、いじめの関係とか、人の目が増えたり、SSWとか、小学校には配置されていない。増えれば、その部分の対応はきめ細やかにできる状況にはなると思う。先ほどチーム学校というのがあったが、それがもっと円滑になって、教員一人当たりの負担が減っていくということにはなると思う。ただ、貧困とか、そこは直接的に、生活の部分もあるので、福祉の部分が強くなると思う。

野地 質問の趣旨は、教育予算の陳情であるが、子どもたちをとりまく環境ということで、福祉の部分が大きいとここに書かれていて、要するに家庭の問題、保護者の問題もあって、そこがうまくつながらないと、いくら教育費を上げようと、いくら教職員が増えようと、福祉とのバランスが取れなければ、前に進まないのではないかと危惧して質問している。もし、この教職員、教育予算が増えて、働き方が改革されるのであれば、より一層福祉との情報共有ができ、子どもを守ることが教育を増進できると、教育委員会が思っているか、思っていないか。そうする意気込みがあるかと問われたら、どのように答えるか。

教育部長 現在でも教育と福祉、連携はきちんとやらなければいけないということで、常日頃から意識を持って対応している。そういった専門職が増えることによって、SSWとか一例になるが、福祉、家庭とのつながりというのは、強くなっていくと思うし、学校と家庭、そういう部分を評価することによって、やはり教育と福祉のつながりが深くなるのかなと思う。教育予算が増えることによって、その部分が強化できるということである。

委員長 教職員配置、定数が出ていたがもう少し具体的に、二宮町の場合、

法律で決められた定数と、現状配置されている、活躍されている先生の数というのは、具体的にどれくらいなのか。

指導班長

二宮町で配置されている教職員の定数は、二宮小学校、校長教諭等が 36 名、事務等含めた教職員が 39 名、一色小学校が校長教諭等が 16 名、事務等入れると 19 名、山西小学校が、教諭校長等が 20 名、事務等入れると 22 名。小学校 3 校の合計が教職員 80 名。中学校は、二宮中学校の教諭、校長等の人数が 26 名、事務等含めると 29 名、二宮西中の教諭、校長等が 21 名、事務等教職員すべて含めて 23 名。中学校の合計が 52 名。定数との違いということだが、定数で配置されているものはすべて配置できている。

委員長

定数外でどれくらい、スクールカウンセラー、SSWもいると思うが、どれくらいを町費で賄っているのか。

指導班長

定数外で、SSWや心理士のことだと思うが、SSWは二宮町で 2 人、心理教育相談員が 2 人の配置である。

委員長

ひとつ心配なのは、教育指導要領が今度変わるが、どうなるのかというのが正直な気持ちである。英語も教科化されるとか、ひとつは小中一貫教育の方向性が出されているが、指導要領は来年から入っていくが、それに十分対応できるかどうか。

教育総務課長

資料 12 頁で、指導要領の改正に伴って、全国で千何人加配がつくという記載があったが、左側の働き方改革も含めて、小学校の専科指導の充実ということで、1,000 人のプラスがある。このうち、二宮町では手挙げをして、そのうち 1 名を 3 年間配置している。こういったことで、英語に詳しい方ということで、英語の授業を想定していなかった小学校の教員の方々にとっては、教科研究の意味では、非常にありがたいということで、こういうことも働き方改革につながっていると思う。

教育長

補足する。指導要領が変わるということは、すでに 29 年から発表されていて、平成 30 年、31 年のところで移行期間というものを設けている。新しい指導要領にいきなり行ってしまうと抜けてしまう子どもがいるので、準備段階を 2 年、3 年前から始まっている。しかも教員に対しては、教育課程研究会という、教科ごとにブロックに分かれて、中地区、そして二宮町でも研究をしているということである。英語についても、英語活動から英語科になるわけで、道徳なども同じように昨年度、今年度、中学校に導入されているが、評価も同じように道徳部会というのがあって、そこで評価方法も検討して、無事、去年小学校は評価して、今年は中学校を初めてするが、評価することができているという状況なので、そこは職員がしっかり研修をして準備している。それも 2 年、3 年前から準備しているということでご承知おきいただければと思う。教育委員会としても、県教育委員会としても、教育課程研究会の地区ブロック、

県ブロックでもやっているなので、ご安心いただきたいと思います。

休憩 15時08分

(傍聴議員の質疑：大沼議員)

再開 15時13分

<意見交換>

なし

<討論>

松崎

採択の立場で討論する。現場の厳しさは分かるので、苦労を少しでも和らげるということで、採択させていただきたいが、その一方で、メディア等で報じられているいじめの認定等を見ると、今回の資料も含めて、子ども目線で調査するところが欠けているのではないかという思いがある。11日、先ほど議長からも話があったが、子どもたちを取り巻く厳しい現状、虐待死した子どもが69人と書いてある。単なる数字で見るのではなく、虐待死した子どもが生きている時にアンケートを取ったらどのような答えを書いたのかということがすごく気になった。仮に子どもたちから取ったアンケートと、大人が作った資料に齟齬が生じたら、説明どうするんだと思うのだが、そういったことを恐れずに、子どもの生の声を聴くように、要望を加えつつ採択としたい。

<採決>

委員長

それでは陳情第7号を採決する。陳情第7号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員と認める。よって陳情第7号は採択と決定した。
次にこの意見書案の作成についていかがするか。

(正副委員長一任との声あり)

正副委員長一任との声があったので、意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。よってそのように決した。以上で陳情第2号の審査を終了する。

休憩 15時15分

再開 15時20分

②二宮町老人ホーム入所判定委員会条例の制定について（町長提出議案第48号）

＜補足説明＞

健康福祉部長

本議案は、附属機関の見直しによって、3月議会で提案をさせていただいたところ、内容を一部修正し、あらためて提案させていただくものである。老人ホーム入所判定委員会はこれまで要綱で設置していたことから、比較表を先ほど資料として配付した。

高齢介護課長

資料は、二宮町老人ホーム入所判定委員会設置要綱との比較したものである。下線の部分に変更箇所である。3月に上程した条例から変更した部分を中心に説明するが、その前に第1条の趣旨及び設置にある老人福祉法第11条第1項の規定について説明する。第11条の1項は老人ホームへの入所等が規定され、65歳以上で環境上や経済的な理由、身体上または精神上著しい障害がある方、養護者がいないまたは養護者が不適切な場合など、在宅において養護や介護が受けられない方に措置をするものである。

例えば、要介護認定されていない方で、虐待などにより保護が必要な場合や、介護者がいなくて在宅での生活が困難、または介護者の心身の状態から介護に負担が大きいため、支援が必要な場合。

次に変更部分については、(組織等)第3条に委員4人以内と人数を加えた。(守秘義務)第6条を加えたもの。

＜質疑＞

松崎

任期の記載が無いのはなぜか。

地域包括ケアシステム推進班長 委員の任期は、老人福祉法第11条第1項については、65歳以上の介護認定がされていない方で、生活保護や生活困窮の状態、虐待等により緊急的な入所措置を行う場合に、入所判定委員会を開催することになる。委員は、入所先の老人ホームの施設長や、対象地区の民生委員、判定は1回の会議で決定することになるので、その時限りの委員となることから、何回も審議を重ねる会議ではないことから任期の条項は設けていない。

休憩 15時22分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 15時22分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長

それでは議案第48号を採決する。議案第48号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第48号は可決と決定した。以上で議案第48号の審査を終了する。

③二宮町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について（町長提出議案第 49 号）

<補足説明>

健康福祉部長

本議案は、附属機関の見直しによるもので、3月議会で提案したが、一部修正し、あらためて提案するものである。なお、予防接種健康被害調査委員会は、これまで予防接種事故調査委員会として規則で設置していたため、比較表を本日配付した。

子育て・健康課長

配付した二宮町予防接種健康被害調査委員会の比較表は、規則で制定していた時と、今回提案した条例案との比較であり、記載が異なる部分に下線が付いている。主な変更点だが、第1条は、3月に上程した条例案に加筆した部分がある。「二宮町が勧奨した」という部分が追加されている。これは、規則の時と同じ予防接種を対象とするため、町が勧奨した予防接種とは、町が接種のチラシや広報によって、勧奨し、公費が使われている予防接種となる。第2条は、この委員会は、予防接種と健康被害の状況を医学の立場から判断する資料をできるだけ正確に早く集めたり、また、被害者から救済措置の給付の請求があった時に、医療に必要な特殊検査について助言したりする役割をもっている。この委員会が調査した資料は厚労省へ送られて、被害者の救済措置の給付請求認定のための大切な資料となる。

第3条は委員の構成である。規則では中郡医師会二宮班の医師、学識経験者、町職員それぞれ3名以内となっていたが、条例案では、全部で10人以内としている。医師会の医師は二宮班の班長や中郡医師会の役員、保健センター嘱託医などを想定しており、学識経験者は、平塚保健福祉事務所の所長や、予防接種についての専門医を想定している。

第4条、3月に上程した条例案に修正した部分がある。前回は「委員の任期は、当該事例が発生してから調査が終了するまでとし再任を妨げない。」とあったが、事例の調査が終了するまでが任期となっているのに再任はおかしいと法制担当より指摘があり、再任を妨げないを削除している。

第8条は、3月の教育福祉常任委員会でご指摘のあった部分で守秘義務の項目を追加している。

<質疑>

露木

「趣旨」とか「設置」とか、今回ここが「趣旨」から「設置」になっている。内容を見ても、趣旨から設置にする理由が何だろうと思った時に、この前の条例審査では第1条が「目的」から「趣旨及び設置」となっている。このカッコ書きの部分が何でバラバラなんだというのがあって、課は違っても部は一緒なのにこれは各課超えて同じにしないと、これこそIT化とか言っていて、そのうちAIがという時に、こういう所でキーワードでそろえていかないと、後の事務がめちゃくちゃ大変になるはずだ。せっかく条例を変えるのに、なぜこんなにバラバラなのか。

健康福祉部長

各種委員会とか審議会は、国の制度に基づいて設置するものは非常に多い。中には町独自のものもある。そうした中で、条例案が示されてくる。そのものによって、書き方がバラバラな状況である。町は、国から来れば、それに基づいていくというのが基本で、そこで合わせることによって、かえって国の制度との間に齟齬を生じることもあるわけで、現在は内容のところはしっかりと見ているが、項目面までそろえるということまではしていない。

露木

この項目名も、国から来たものを使っているのか。

健康福祉部長

カッコの中も国から示されるものが多い。

休憩 15 時 31 分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 15 時 31 分

< 討論 >

なし

< 採決 >

委員長

それでは議案第 49 号を採決する。議案第 49 号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 49 号は可決と決定した。以上で議案第 49 号の審査を終了する。

④二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 53 号）

< 補足説明 >

健康福祉部長

追加資料は無いが、口頭で補足説明する。災害弔慰金の支給等に関する条例については、国の法律に基づく弔慰金の支給、障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、町の認定による弔慰金・見舞金の支給について定めている。その中で今回、法改正に伴い災害援護資金の貸付けについて改正を行うものである。

福祉保険課長

災害援護資金の貸付は、災害救助法の適用を受ける大規模な地震や風水害等の災害により被害を受けたことにより、その生活の立て直しに資するため、貸付けを行う制度である。

この貸付けを受けるには、所得制限が国の施行令で規定されており、1人世帯は 220 万円、2 人では 430 万円、3 人では 620 万円、4 人では 730 万円、以降 1 人につき 30 万円を加算した額未満の世帯が対象になる。

貸付けの限度額は、施行令に基づき町の条例第 11 条に規定しているが、被害の種類、状況に応じて、150 万円から 350 万円となっ

ている。災害援護資金の償還期間は10年で、据置期間は3年のため、7年間で返済していただくことになる。貸付けの財源については、全額、県から町に無利子で貸し付けられるもので、そのうちの3分の2を国が県に同じく無利子で貸し付けるものである。

今回、改正する部分は、新旧対照表の第12条になるが、貸付利率がこれまで法律で「3%」と規定されていたが、「3%以内で条例で定める」こととなり、被災者の負担軽減のため「無利子」とするものである。

第13条第1項は、償還方法として、施行令で月賦が追加されたことから、それに合わせるものである。第2項は、貸付利率を無利子に改正することに伴い、償還方法を均等償還へ改正するもの。第3項は、施行令で連帯保証人の必置規定が撤廃され、保証人を付すかは市町村の判断となったことから、保証人を削るものである。なお、違約金については施行令の規定によるものとしているが、施行令の改正により10.75%から5%へ引き下げとなる。

<質疑>

なし

休憩 15時37分

(傍聴議員の質疑：根岸議員)

再開 15時39分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第53号を採決する。議案第53号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第53号は可決と決定した。以上で議案第53号の審査を終了する。

⑤閉会中の継続調査について

委員長

私の方から提案させていただく。本委員会は3月議会で継続調査事項を設定しなかったが、4月4日、25日、5月10日、24日の4回にわたり、勉強会を開催している。このことについて報告するとともに、6月議会以降の継続調査事項を提案する。

勉強会では次の2点を取り上げてきた。1点目は新庁舎整備に関して、福祉的観点から盛り込むべき事項。2点目は6月議会以降の継続調査事項の設定。

1点目については、基本構想段階で方向性として考慮すべき事項として、①主権者教育への対応、②教育支援室の庁舎への統合の検討、③障がい者就労支援施設、庁舎利用者にとっての飲食提供の場としてのともしびショップの設置、④保健センターの中で移転すべ

き機能の検討、⑤百合が丘保育園の予定地への移設検討、⑥学校再配置後の空き校舎の利用検討について、各委員が調査を行い、意見を交換を行った。これらの経緯を踏まえて、役場新庁舎建設特別委員会に所属する各委員が、特別委員会において質疑を行うこととした。

2点目について、勉強会では、移動困難者が増えている中で、地域に暮らしながら買い物できる・病院に行けることをどう保障していくか、どう支援していくかが重要な課題になっている。町内でも、一色小学校区再生協議会や富士見が丘地区でも、移動困難者への支援の検討や一部の実施が始まっている。などの状況が委員から出された。本委員会では、先進事例やアイデアを調査・検討を通して、町全体での具体化を検討することが必要との認識に至った。

6月議会閉会后「子どもから高齢者まで移動が困難な町民の生活を支える仕組み」を継続調査事項とし、政策提言をまとめ町へ提出したいとおもうが、いかがか。

（「異議なし」との声あり）

それではこの提案を本会議でさせていただく。あと、子どもの安全についてである。川崎市の小学校のスクールバス乗車時の殺傷事件が起きた。また、二宮町でも小中学生が関連する交通事故が起きている。子どもたちの登下校を含めた安全対策について、議会の教育福祉常任委員会として、調査・対策について町に対して申し入れをしてはどうかと思う。

継続調査の案件としてはとりまとめに時間がかかりますので、継続調査事項とすることはしない。子どもたちの安全に関わることなので、緊急対策ということで、直近の勉強会で早い機会にとり進め方を決めていきたい。と思いますが、いかがか。

（「異議なし」との声あり）

最終日の継続調査の提案に合わせて、報告の中で方向だけは触れておきたいと思う。

閉会 15時43分